

2020.2.6

中国風険消息<中国関連リスクニュース> <2019 No.8>**<緊急発行> 新型肺炎に対する在中国企業の対応について****【要旨】**

中国に拠点を置く各企業では、主な地域で出社再開が認められる2月10日以降の業務対応について急ピッチで様々な検討がなされているものと推測する。本稿では、在中国企業が業務の本格再開を目指す上で至急の検討が必要な項目について、駐在員・帯同家族の安全確保、事業継続対策、感染予防対策の3つの観点から解説する。

本稿の執筆時点（2月5日）で、中国国内では生活関連の一部業種を除き、ほとんどの企業活動が休止せざるを得ない状況となっている。新型コロナウイルスの拡散防止のために、中央政府が春節休暇を2月2日まで延長（本来は1月30日まで）することを決定し、地方政府の多くも相次いで域内企業に対して2月9日まで原則出社を控えるよう通達を出したためである（湖北省は2月14日まで）。

1. 駐在員・帯同家族の安全確保

国や地方政府による春節期間の延長、2月9日までの休業通達は、日系企業の駐在員・帯同家族の多くが春節休暇に合わせて日本に一時帰国している中で発せられた。このため、日系企業の大勢では概ね以下のような方針が検討されているようである。

駐在員	日本帰国中の場合	業務再開時期（現時点では2月10日）が更に延長される可能性があるため、直前まで状況を見極めて帰国タイミングを判断する。
	中国滞在中の場合	業務再開まで自宅待機する（極力外出を控える）。
帯同家族	日本帰国中の場合	安全が確認されるまで中国に戻る時期を延期し、日本国内で待機する。
	中国滞在中の場合	一旦日本への帰国を検討する。

なお、上記判断は、外務省海外安全情報（感染症危険情報）において、湖北省以外の中国本土の危険度が現状のまま「レベル2（不要不急の渡航中止）」で維持されることが前提となる。今後の感染拡大に伴って、万が一湖北省以外の地域でも「レベル3（渡航中止勧告）」への引き上げが検討されるような事態になる場合は、駐在員についても日本への早期退避を検討する必要があるだろう。

また、一部地域では、地域内の企業に対して地域外からの復帰者（外国人含む）に対して14日間待機措置の指示を出しているところもあり、こういった対応が全国的に広がる可能性もある。各地域の動向に細心の注意を払いながら中国へ戻るタイミングを見定める必要がある。駐在員の長期不在は現地スタッフの士気を低下させる恐れもあり、企業にとってジレンマとなる。

念のため補足であるが、現在中国では至る所で検問や入退館時の検温が実施されている。外出時はパスポートを確実に携帯することも必要である。

2. 事業継続対策

現時点では湖北省を除く大半の地域で2月10日から出社が解禁される見通しである。一方で感染者はなお増加しており、事業活動の完全正常化には長い時間を要することが確実である。在中国の各企業においては、社員の安全確保と事業継続を両立していくための厳しい判断を迫られることになる。このような厳しい状況下で、事業継続を行うために検討いただきたいポイントを以下に述べる。

(1) 地方政府・監督官庁の指示・通達に沿って対応する

大半の企業活動が休業となっている現在でも、ライフラインや生活インフラ、医療や食品等に関係する企業の一部は事業活動を継続している。金融等の一部業界においても、監督官庁より「最低限維持すべき業務・機能」に関して各社に対する指示が行われている。当面の事業継続対応においても、こういった指示・通達に沿った対応を確実に実施できるよう、必要な経営資源の確保を最優先で行う必要がある。

(2) 重要業務（停止不可業務）を厳選する

現在のような緊急の状況下においては、利用可能な経営資源が大幅に制限されるため、勤務の正常化が可能になるまでの間は、対応すべき重要業務（停止不可業務）について相当の絞り込みを行う必要がある。また、各々の重要業務ごとに「最大許容停止時間（どの時点までその業務を停止することが許容されるか）」は異なるはずであるから、最大許容停止時間が短い重要業務から優先して対応していく必要がある。以下に重要業務（停止不可業務）を選定するポイントについて述べる。

①重要業務（停止不可業務）の選定は部門ごとに行う

会社の規模にもよるが、重要業務（停止不可業務）をより確実に抽出するためには、部門ごとに選定を行うことが望ましい。この際、必ずしもすべての部門を対象にする必要はない。例えば、内部監査部門や教育研修部門が緊急時においても停止できない業務を持つ可能性は低いと思われるためである。

②自社もしくは日本本社が整備している事業継続計画（BCP）を参考にする

重要業務（停止不可業務）を部門ごとに選定しておくことはBCPの基本項目の一つである。BCPを整備済みであれば、そこに記載されている重要業務を確認し、検討のベースにすることが可能である。なお、重要業務の選定は、BCPが対象とするリスク（地震、火災、感染症等）とは関係なく実施することになるため、仮に感染症BCPを整備していない場合でも、他のリスクを想定したBCPがあればそちらを確認することをお勧めしたい。また、中国子会社の業務と日本本社の業務に類似点が多い場合には、日本本社のBCPにある重要業務を参考にして対策を講じることも可能と思われる。

③弊社の経験上、各部門の重要業務（停止不可業務）には業種を問わず共通点が多い。以下に一般的な重要業務の例を記載する。

区分	名称	重要業務（停止不可業務）の例
管理部門	人事	給与の支払
	総務・経企	特になし（緊急対応の事務局機能が重要業務）
	財務	資金繰り、社内外への支払
	環境・安全管理	当局対応
	IT	社内 IT システムの維持
その他部門	生産関連	特定の重要製品の生産
	物流・調達	特定の重要製品の部品調達、出荷
	営業関連	顧客対応（自社状況の説明や納期の調整等）

(3) 重要業務（停止不可業務）の継続方法を検討する

上記で厳選した重要業務（停止不可業務）ごとに、業務の継続方法を検討する。ただし、通勤や業務に伴う感染リスクや、政府・当局による様々な制限が継続中であるため、できるだけ多くの重要業務を自宅で遂行できるよう業務環境を整備することが重要である。一部の企業では、在宅勤務で重要業務を遂行する社員のために業務用ノートパソコンを緊急購入・配備したり、自宅パソコンから VPN（Virtual Private Network）を利用して業務システムへの接続を可能にするといった緊急対応を講じている。

在宅勤務で対応できない業務については、後述する感染予防対策を講じながら職場での業務継続を目指すことになる。この場合には、最大許容停止時間が短い重要業務から優先して対応し、同時に多数の社員が職場に集まる状況を回避するよう工夫する必要がある。

また、一部の製造業では他国工場での代替生産を検討する動きも始まっている。会社固有の事情により代替生産の実現可否は大きく異なるが、代替生産が実現できれば社員の安全確保により重点を置いた対応が可能になる。

3. 感染予防対策

手洗い、マスクの着用、咳エチケットの重要性についてはすでに広く認識されている。各自のスマホについても定期的に消毒液を浸したティッシュ等で消毒することを補足しておきたい。それ以外に企業として実施すべき対応について以下に説明する。

(1) 主に在宅勤務期間中

① 社員・同居家族の健康状態の確認

SNS（ウィーチャット等）を活用して、全社員と同居家族の健康状況の確認を毎日実施し、発熱等の症状がないか確認を行う。発熱等の症状がある場合には（出社が解禁された後も）出社を停止し、「発熱外来」のある医療機関を受診させる。（日本人は日系クリニックを受診することが多いが、衛生当局の指導により日系クリニックは発熱患者の対応を行っていない。直接ローカル病院等の発熱外来を受診する必要があることに注意が必要）

② 社員・同居家族の行動履歴の確認

新型コロナウイルスの潜伏期間は最大 14 日程度といわれている（最新の WHO の知見をもとに 10 日に短縮される可能性あり）。直近 14 日間に湖北省を訪問・通過していないか、感染の疑いの

ある人と濃厚接触する機会がなかったか確認を行う。訪問歴がある場合には、(出社が解禁された後も) 14 日間出社を停止し、自宅待機・在宅勤務させる。万が一体調に異変がある場合には、発熱外来を受診させる。感染者との接触歴がある社員は直ちに発熱外来を受診させ、医師の許可があるまで出社を停止する。

(2) 主に出社解禁後

①マスク、消毒液等防疫用品の配備

出社する社員用に、以下の防疫用品を配備しておく。

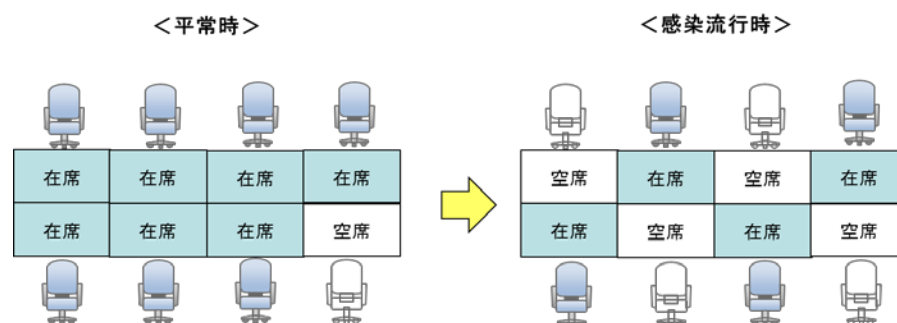
- ・不織布製マスク（一人当たり 1～2 枚以上／日）
- ・消毒液（手指消毒用・職場内消毒用）、石鹸
- ・非接触型体温計（入退館者の検温用）
- ・消毒用の雑巾類
- ・蓋つきのごみ箱（廃棄物は可能であれば焼却処分する）

②通勤方法

現段階では、ラッシュ時の地下鉄・路線バス等の公共交通機関の利用は極力回避することが望ましい。勤務時間のルールは柔軟に運用し、公共交通機関を利用する場合はラッシュ時間帯を回避した時差出勤を行う、止むを得ずラッシュ時間帯に通勤する必要がある場合には、タクシーやマイカー、徒歩等で通勤させるといった対応が望ましい。

③2mルール・着座位置・交替勤務

咳やくしゃみの飛沫が飛散する範囲は通常 1～2m と考えられることから、職場内での対人距離を常に 2 m 以上維持する（2 m ルール）。職場内の感染機会をできるだけ少なくするため、多数の社員が一斉に職場に滞在する時間を減らすことを目的とした交替勤務を実施する。飛沫感染のリスクを低減するため、対面の着座を避ける（会議室等も利用し着座位置の分散を図る）。



④職場内の定期消毒

不特定多数の人が手が触れる可能性の高い場所（ドアノブ、OA 機器のボタン・タッチパネル類、共用テーブル、エレベータのボタン、スイッチ類、手すり、キーボード、マウス、トイレの流水レバー、便座等）を消毒液を浸した雑巾やティッシュで定期的に消毒する。※マスク、手袋を着用する。消毒に用いた雑巾等は蓋つきのごみ箱に入れる。

⑤対面会議・客先訪問の制限

当面の間、社内での対面会議、客先訪問も現時点では原則として自粛もしくは禁止し、電話やメール、WEB 会議等で代用することが望ましい。

⑥来客者・出入り業者への対応

当面の間、自社への訪問のアポポイントは受け付けないこととし、アポなしの来客者や出入り業者に対しては以下のような対応をとる。

- ・マスクの着用を求める
- ・出入り口に消毒液を置き、入館時の手指消毒を依頼する
- ・非接触型の体温計で体温を計測し、基準内の場合のみ入館を認める

⑦国内外への出張の制限

飛行機や高铁（新幹線）を利用した長時間の移動は、一定の感染リスクを伴う。国や地方政府からも国内外への移動を制限する様々な措置が実施されていることを踏まえ、当面は原則として国内外への出張を自粛もしくは禁止することが望ましいと考えられる。解禁時期は現時点では見通せないが、国や地方政府による制限が解除・緩和されるタイミングが一つの基準となるだろう。

⑧社員感染者（疑いを含む）が出た場合の対応

(a)感染者（疑いを含む）への指示

- ・当該社員を直ちに発熱外来を受診させる。
- ・病院への移動時はマスクを着用させる。公共交通機関以外の交通手段で移動させる。
- ・ウイルスへの感染が確認された場合は、治癒後も医師の許可が出るまで出社を停止する。

(b)他の社員への対応

- ・濃厚接触者（感染者と近距離で接した者）を特定し、健康状態の把握を行う。可能であれば医療機関で感染の有無を検査させる。

(c)その他の対応

- ・感染者（疑いを含む）が発生したら、速やかに社内報告を行い、関係者に注意喚起する。
- ・同一拠点にある他部門、他のテナント、出入り業者、ビル管理会社等に感染者発生的事实を伝え、注意喚起する。

⑨社員の同居家族に感染者（疑いを含む）が出た場合の対応

- ・当該家族を直ちに発熱外来を受診させる。
- ・当該社員の出社を一旦停止し健康状態の把握を行う。医療機関で感染の有無を検査させる。
- ・医師の許可を得た上で出社を再開する。

以 上

インターリスク上海 高級経理 飯田剛史

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 MS & ADインターリスク総研 総合企画部 国際業務グループ
TEL.03-5296-8920 <https://www.irric.co.jp/>

インターリスク上海は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスをご提供しております。

お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問合せ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）
上海市浦东新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020